

令和5年度第3回群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会

議事録

(事務局)

健康福祉部 障害政策課

生活こども部 児童福祉・青少年課

教育委員会 特別支援教育課

1 日時 令和6年3月6日(水) 18時30分から20時30分まで

2 場所 群馬県庁281-B会議室

3 出席者 委員15名(うちオンライン1名)、事務局7名

4 議事

(1) 第2回協議会の振り返り

(2) 中核機能整備におけるコーディネーターの役割について

(3) 次年度事業について

(4) バリアフリープラン8内 計画の改訂について

【資料説明】

(事務局(山田主事))

議事(1)～(3)について説明。

【情報共有・意見交換①】

(金澤委員)

確認のため質問したい。

まず、令和6年度から、国庫を活用して事業を進めるということは、変えられないだろうということを前提で伺う。「次年度から国庫を活用する」という方向性は、本日の協議次第でも変わらないという理解でよいか。

本日時点でどこまで議論できるのかというところを、先に確認した方がよいと考える。

（事務局（齊藤課長））

本日の中核機能におけるコーディネーターの議題は、令和７年度からの具体的な体制についてである。令和７年度に向けた、普及啓発のような周辺部分の事業について、令和６年度に国庫を活用して取組を始めたいと考えている。

そのため、その核になるコーディネーター等については、今回議論させていただく。今回議論する体制を、令和６年度から開始するということではない。

（金澤委員）

では、資料にあるコーディネーターをＮＰＯ法人きらきらかに配置するという事務局案は、令和６年度・令和７年度どちらの体制案か。

（事務局（齊藤課長））

こちらは、令和７年度からの案であり、あくまで今回はたたき台として示している。

先ほど説明させていただいたように、令和７年度以降のコーディネーターの役割を含め、中核機能について令和６年度中に議論を深めて方向性を固めていきたいと考えている。

（金澤委員）

そうであれば、事務局案として決め打ちで１箇所だけ示されていることに違和感がある。なぜこの事務局案となったのか、その他の案や検討状況もお示しいただきたい。

今回の示し方であると、この事務局案を前提に協議を進める必要があるように思えてしまう。

（事務局（山田主事））

事務局案はコーディネーター機能を考える上での、あくまでたたき台である。

まず、なぜ今回の事務局案を設定したかという点、今後の体制を検討していく際の、事務局との連携部分を評価した点が大きい。次年度から協業して事業を展開するなど、事務局と連携しながら柔軟に本件に係る、体制検討が図れるのではないかと考えた。また他の候補場所を検討した上で、今回の事務局案に至った経緯もある。

具体的には、医療機関、聾学校、情報提供施設である群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ（以下「コミプラ」という。）を候補として検討した。

医療機関は、精密機関が群大病院・たかさき耳鼻咽喉科と２者あり、どちらか一方に配置すること又は両者に配置することは選択が難しい。また、事務局主導での調整が困難であると考えた。

聾学校は、前回の協議会でも話があったとおり、すでに専門アドバイザーを配置しており、教育機関を中心に支援しているが、本件の広義的な役割を担える、コーディネーターを配置することは難しいと考えた。

コミプラは、現状、難聴児支援の業務を担っていない。既存の体制として、NHSから精密検査、その後聾学校へつなぐというスキームが群馬県では実施されている。既存のこの体制を生かす、また今後その体制を拡充するという観点から、コミプラにコーディネーターを配置することはあまり適切でないと考えた。

（金澤委員）

事務局の検討内容は承知した。その中で、体制検討に時間がかけられるのであれば、きちんと背景を整理したい。厚労省の当国庫事業ができた背景の1つは、前回議題にもなったとおり、NHSを全乳幼児に実施し、スムーズに診断及び療育につなげていく体制をつくること。

もう1つは聾学校サイド。厚労省と文科省の共同プロジェクトとして報告書を出したことと同時並行で、自民党の中に難聴対策推進議員連盟が立ち上がった。その第1回から私は参加していた。その中で、難聴児支援に関する課題が整理され、予算が10倍以上ついたという経緯がある。

問題の1つとして、聾学校では早期に幼稚部を設置したが、今の制度の中で、0歳からの難聴児に関する乳幼児支援を担うことができる、専門家は誰であり、制度としては何があるのか。そのようなことを国として制度設計をしようと考えたのが、厚労省・文科省の共同プロジェクトの柱の1つである。その時に聾学校の教員は、そもそも幼稚部は基礎免許になる。3歳以上からということ。では、0～2歳の聾学校の乳幼児相談というのは、いかなる制度に基づいて成り立っているのか、この点が問題である。この問題について、敏感に反応して、聾学校の中に、言語聴覚士（以下「ST」という。）を常設するというのに踏み切った学校もある。STがいれば、0歳児から有資格者として関わることができる。

そして厚労省としては、モデル事業の段階で、3つの体系「一体型」「連携型」「派遣型」を示していた。このことを検討する際に、特別支援教育課と障害政策課の間でどの程度詰めたのか。乳幼児相談が、聾学校におけるセンター的業務であることは、承知しているが、センター業務の中で相談を担うことは、言わば裏技であり、そもそも相談の資格というのは、あくまでも「名称独占」に過ぎず、「業務独占」ではない。教育的行為自体も学校教育法で定めている所定の教育機関でなければ資格は不要で誰が実施してもよいとされる。そのため、聾学校の教員が乳幼児支援に関する相談に対応してはいけないわけではない。とはいえ、聾学校の先生が相談業務に応じることの専門性の担保が課題であれば、今後、0～2歳児に対して何の専門性に基づいて支援するのか。というところが、根本的な議論の対象となる。

聾学校の中に、民間の事業所を入れ込んで一体型を作るのは難しいが、現状2校ある。日本聾話学校と明晴学園、どちらも私立。私立だからできる。公立学校では、できるわけないと考えられていたが、公立でも誕生した。

そこで先程の事務局の説明を考えると、聴覚障害の医療や療育の観点からどこがいいのかという話ではなくて、事務局が頼みやすいところに、という印象を受けた。

他県を参考にすると、本当によく整理されている自治体は、行政（事務局）の中できちんと詰めている。まずはその点に取り組んでもらいたいと思う。

（事務局（齊藤課長））

今回示している事務局案はあくまでたたき台であり、委員の皆さまから意見をいただくにあたり、何もなしの中で、自由に議論を深めることが難しいと考え、示させていただいた。

そのなかで金澤委員から御発言をいただいた背景なども踏まえながら、事務局や関係者間の連携や、コーディネーター機能を検討して参りたい。

（多賀谷委員）

今回の事務局案については、もう少し丁寧な説明があっても良かったと考える。

また、令和7年に国庫の活用を目指すにあたって、国庫協議は令和6年6月頃が予想される。当協議会も3ヶ月に1回ぐらいでの開催となるが、国庫協議までに中核機能における全体像となる目標を作り、次年度は小さいところからスタートし、その目標まで修正を加えていくという理解をした。そのため、今回はコーディネーターの中身を検討することで良いのではないかと考える。

その中で、コーディネーターに関して、他の自治体の例を参照すると人数やその職種もそれぞれである。事務局から説明のあったコーディネーター機能は多岐に亘っていると感じられたが、コーディネーターの人数については、どのようにお考えか伺いたい。

（事務局（山田主事））

人数については、現状として何人という想定はない。機能が優先され、そこに必要な人数を配置したいと考えている。協議会をとおして最適な機能及び人数を検討したい。

（多賀谷委員）

それぞれの機能ごとにコーディネーターを設置するというイメージか。それとも、全体の業務として何人というイメージか。事務局案の機能に対して、1名であれば、これは本当に専属的に取り組んでいただかないと機能を果たせないと感じた。

（事務局（山田主事））

それぞれの機能ごとに1人ずつ配置するというイメージではなく、機能全体からみて適切な人数を配置することをイメージしている。

（長井委員）

コーディネーター機能の中で、個人情報扱う必要がある。個人情報を扱うという観点と市町村との連携を担うとすると、やはり行政の中で拠点を設けることが良いと思う。

次年度に児童福祉課が設置される予定であるので、その中で個人情報の管理を含め支援拠点の設置を検討されたい。

（古屋委員）

事務局案では市町村との連携、個人情報管理をコーディネーターが担うと想定されている。そのためには、情報管理のサーバーやセキュリティが整備されていないといけない。そのように考えると、やはり行政の方が情報を適切に管理できるのではという印象を受ける。

また、市町村と連絡する際、どのような形を考えているのかと想定すると、コーディネーターにどういう権限を持たせるのか。権限がない状態で、普通の人が市町村に連絡したところで、個人情報は教えてもらえない。

冒頭に説明があったが、情報管理については、10年ほど前からNHSの検査情報を市町村が集めている。さらに直近5年ぐらいは県で、その情報を全部掌握できていると思う。その中で、市町村から得た情報を、県が利用しようとする個人情報のためできませんという説明があった。そうすると、ますますコーディネーターにどのような権限を与えるかという点を考えなくてはならない。

もう1点、市町村と連携する際のキープレーヤーとして市町村保健師を組み込んでもらいたい。保健師は、地域の大人から子供までの健康について、ダイレクトに関係する人たちなので、保健師についても体制の中で言及されたい。市町村を窓口にするということだけではなく、より具体的に保健師の協力を図れると、地域支援は飛躍的に効果が拡大できると思う。

最後に、難聴児は毎年誕生する。そのためコーディネーター設置はすぐにでも始めて欲しい。市町村から集積したデータを個人情報だから展開できないままでは、何のために県がデータを集めているのか分からない。このような状況をいち早く整理するためにも、早めの体制検討をお願いしたい。

（事務局（齊藤課長））

古屋委員からは2点意見をいただいた。

市町村保健師との連携が重要ではないか。またその連携を組み込んだ全体のシステム構築が必要だということ。

もう1つは、すでに県が把握している検査情報を活用できる整理を早期に進める必要があるのではないかということ。

（今泉委員）

事務局案のなかで、コーディネーターは委託先が雇用するとされている。案に基づくと、NPO法人きらきらが職員を雇い、その職員の業務の1部として、県業務を受託するといった想定か。通常のきらきらの業務と隣り合わせであるため、個人情報の管理がどうか。

委託業務の棲み分けのイメージを教えてください。

（事務局（山田主事））

まず、今回の事務局案はたたき台であり、こちらの案を前提にすべてを進めようと考えているわけではない。様々な意見をいただきながら、機能や体制を作り上げていきたいと考えている。そのことを御認識いただいた上で、現状のイメージは、委託先にて雇用された方に県事業を担っていただくことを想定している。その中で個人情報の管理などは、行政の方が好ましいのでは、という意見もあった。今回の協議も踏まえて、体制案も深めていきたいと考えている。

（事務局（齊藤課長））

県から業務委託をする際は、その契約の中で個人情報の取り扱いについても、県の規定に基づき実施していただく。そのため、事務局案の中で想定している、配置先での個人情報の管理については、県の規定に基づき管理していただくことを前提にしている。

（今泉委員）

きらきら内の業務もしながら、コーディネーターの業務も行うイメージか。

（事務局（齊藤課長））

現状の事務局案は、そのようなイメージで示している。

（堀米委員）

事務局案の配置先を選定した理由について、事務局との連携がスムーズだからということも理由の1つであると説明があった。確かに連携がスムーズだというのは、1つのポイントだと考える。常に何か起こった時に、コーディネーターの配置先と事務局が連携を図れることは非常に大切なことである。

また、個人情報の取り扱いに関しては、先程事務局からの説明があったとおり、問題はその契約がきちんと守られること。契約していたとしても、市町村等が民間では、心配だと考えることも理解できる。そのあたりは、事務局ときらきらの連携の中で、きちんと整理、他者への情報提供がされると良いのではないかと思った。

他の自治体の例を調査していただいたが、その中で個人情報に関することだとか、市町村等との連携について、課題がある自治体があれば状況を把握して欲しい。

その上で、当協議会で情報共有、対応の検討が図ればよいと考える。

（金澤委員）

個人情報の管理については、契約上の扱いのほか、信用やセキュリティ面でも評価する必

要がある。

信用の面でいえば、事業所間で情報提供を依頼することと、群馬県庁の事務局から依頼するのでは、依頼された側が感じ取る、信用の差が異なると思う。その上で、セキュリティ面も踏まえた丁寧な議論が必要であるとする。

資料の中で示されている、他の自治体の事例はどれも、1強状態。「この自治体であれば、ここしかないよね？」という団体に委託している。しかし、群馬県には、歴史があって、療育機関がすでに複数ある。その仲介的な役割で、コーディネーターに役割を与えるという設計かと思う。長井委員や古屋委員の意見と近いが、このような業務だけに当たるのであれば、新設予定の児童福祉課の中で、STを配置して相談コーディネートを図ればよいのではと感じた。

そのイメージよりも広義的な業務を担うのであれば、コーディネーターの配置先が、すでに療育を実施している機関である場合、コーディネート業務と既存の療育のバランスをどう評価するのか、という厄介な問題を抱えるだろう。その中でコーディネート機能を果たすのは、少し難しいと思う。この機能設計からすれば、県機関にコーディネーター機能を設置することが好ましいように思える。

(岡田委員)

説明を伺った中で、コーディネーターの役割が非常に多いと感じた。

相談にも応じ、場合によってはその相談のコーディネートもするということになる、その業務をどこかに委託するとイメージした場合、コーディネーターがよりフラットな立ち位置の方がバランスの良いコーディネートがしやすいのかなと思えた。

もう1点は、保護者に個人情報をみんなで共有しますよと促し集めるという観点から。

こちらは、「相談」という概念にそぐわないと感じた。相談した保護者は、みんなにこの情報が共有されちゃうの？というような、不安を抱えるかもしれない。保護者の気持ちとしては、個別に悩んでいることを相談したいだけなのに、この情報がみんなに知れ渡ると感じたら相談する方はいなくなるだろう。

現状、NHSの情報などは、医療機関など守られた中での連携として自治体に集積されている。情報管理の機能まで持った相談を受ける者又は相談員やコーディネーターが、相談に応じて、その情報を関係機関へ共有していくことは、ちょっと怖いと感じた。

そのため、個人としては、他の委員と同じように県機関で拠点を構えてもらえば良いのではないかと思った。その方が適切な情報が集めやすく、相談のコーディネートもフラットに行えると推察する。

その上で、なかなか支援につながらない対象児を、コーディネーターが何かの方法を使って、ピックアップし支援を促していく、といった方法が良いのではないかなと感じた。

(事務局(武藤補佐))

NHSの情報管理について、説明する。

まず、NHSのデータについては、実施主体である市町村であるため、その結果のデータは、市町村が保有している。

群馬県では、市町村から各段階における聴覚検査の実施状況の報告をいただき、数値としては把握をしているが、該当児、各個人の情報までは把握していない。

各個人にかかる検査の情報は、各市町村における個人情報の扱いにおいて管理されているという状況である。

(事務局(齊藤課長))

意見の中で、県機関に拠点を設けてはどうかという意見を多くいただいている。

当課で議論をする中でも、本日示した事務局案を検討する過程で、県機関にという案も1つの考え方として、検討されていた。

その中で、専門性のある人的資源の確保や、業務の属人化などを課題として、中核拠点を県の職員で対応できるのか、コーディネートができるのかなども検討した。

県が拠点を構えた際のイメージとしては、医療機関・聾学校・きらきらなどをアドバイザーとして指定し、保護者からの相談があった際に各機関と連携して対応する。その際、支援を多様に捉え、各機関それぞれの強みのところを生かしながら、コーディネーターの機能を実践していく、といったイメージを抱えていた。

今回、委員の皆さまからも県機関への、中核機能拠点の設置について多くの意見をいただいたので、参考にしながら今後も検討して参りたい。

(多賀谷委員)

児童福祉課が新設予定であることは、本当に渡りに船である。

多くの意見のとおり、県機関にコーディネーターを置くことが、私もベストだと思う。

県機関であれば、各所への指示も出しやすいし、逆にデータを管理するという点に関しては、より一体的に管理できるのではないかと考える。

新しくできる児童福祉課に拠点ができれば、嘱託や出向などではなく、より専属的に受持できるのではないかと。

コーディネーターが1名のみか、何名になるかはわからないが、人を考えたときに、聴覚の専門性という点が今後議論になると思われる。やはり仕事の内容がたくさんあるように思えるので、片手間よりも専属的な配置が望ましいだろう。

(事務局(齊藤課長))

最終的にどのような形になるかはわからないが、本日も様々な意見をいただいているので、参考にしながら進めたい。

(古屋委員)

県が集積されている検査データについて確認したい。

個別の情報は市町村の方で管理しており、県への提供が難しいということは、どうしようもないのか。NHSの情報から管理できれば、生まれた児童を18歳までフォローできる。新生児検査マニュアルで、情報管理のシステムを作りながら、データを活かしていないのはなぜか。市町村から個別の情報が提供されないことは、なぜなのか。データを管理していても活用できなければ意味がない。

(事務局(武藤補佐))

新生児の聴覚検査の件について。

中核機能の議論をしていく中で、個人情報の取扱いは、慎重に議論されなければいけない。

その中でまずどういう役割を中核機能で果たすのかという議論の中で、枠組みを検討する必要がある。支援の出発点として、NHSの結果が出たところが、スタートとなるため、その流れを追える必要があるということも理解できる。

現状では個々のケースごとに市町村の母子保健担当者が、二次精査、精密精査の機関、あるいは療養機関の方々と情報共有しながら、支援を図っているケースがある。そのような現状の取組が、より円滑に回るにはどうしたらいいかという議論ができる必要がある。

1つの案として先ほど機能の検討経過を事務局から説明したが、市町村が県へデータを出すことが、すべてできないと考えているわけではない。適切にそのやりとりをするためにはどうしたらいいかという議論を丁寧に進める必要がある。

その中で全体的なデータベースを作るといような議論だとすると、乗り越えなければいけない壁がたくさんあるだろう。個々の支援が必要な方の情報共有の仕組みを作るためにはどうしたらいいか、という議論を市町村とも進めていかなければならない。

情報共有が全くできないとは考えていない。収集した情報を、どのように活用するかというところを、きちんと整理して集める必要がある。

(古屋委員)

保護者は、子供の将来のことなども考えて情報提供に同意したと思われる。1つの所属に限局して、情報を抱えることに対して同意したのではないと思う。

そうであれば県と市町村の連携で、個人情報の提供についてもう少しハンドリングできるのではないと思う。その点からも県が主導的に働きかけた方が、市町村から個人情報も提供されやすくなるのではないか。

(事務局(齊藤課長))

個人情報の取扱いについては、今の説明にもあったように少し調整が必要な部分もある

と思う。今後整理を図りたい。

コーディネーターの機能に関して、保護者の立場として、須藤委員はいかがか。

（須藤委員）

娘の難聴が分かったのが、3ヶ月の定期検診の時。

保健師から、心配なら大きい病院で検査してもらってくださいと話を受け、近所の大きい病院で検査。その結果、精密検査先として、群大病院を紹介され、検査をしてもらった。群大病院での検査で、やはり聞こえていないということがわかった。群大病院から聾学校の乳幼児教育相談の情報をいただいて、相談から始まったという経緯がある。

現在はインターネットがあるので、保護者は自ら調べたりすると思う。そうした時に、耳が聞こえない、今後どうしたらいいのかという情報をコーディネーターから受けられると分かり、相談につながる良いと思う。

耳が聞こえないから手話を覚えなさいといけなとか、手話を覚えるためにはどうしたらいいとか、手話サークルに通ってみようとか、素人にはわからないことがたくさんある。

病院や聾学校や、きらきらもそうであるが、その当時はフリースクールの情報を親同士で共有していた。フリースクールに行って、自分たちよりも大人のろう者の姿を見て、「こんなに頑張っている人がいるんだ」とかそういった活動も一緒に社会で体験できたことも勉強になった。

群馬県全体で、コミブラなどいろいろな手話、聴覚障害に携わる機関と連携していけたらありがたいと思う。

（事務局（齊藤課長））

実際に保護者が、不安を抱える場面というのは多いと思う。コーディネーターの役割として、そのような不安を和らげるような機能も、考える必要があると思う。

市町村の立場として、コーディネーターに求める役割はいかがか。

（野寺委員）

嬭恋村の場合は先ほどの資料でも説明があったように、群馬県と長野県の県境に位置しているので、ここ5年ぐらいは出生児の7割ぐらいが県外での出産という状況である。

そのうち6割ぐらいが長野県での出産である。そのような児童は、長野県で出産・検査と進むことが多い。このような児童を、どのように群馬県の機能につないでいくのか、という点が課題だと認識している。療育等も実際に長野県側に通われている児童が非常に多い。

ただ就学を迎えると群馬県は群馬県でと分けられてしまうため、最近は療育を家から近い長野県側よりも、遠い前橋まで通い受けているケースもある。そのような児童に村はどのような支援ができるのか。課題として感じている。

また、中核機能に期待することは、県外の中核機能の拠点などと連携をしていただきたいという点である。例えば、県外でNHSを受けた児童の情報をどのように拾うのか。それから精密検査を県外で受けた児童をどのように群馬県の療育ルートへ乗せていけばよいのかといったところも併せて検討していただけると非常にありがたいと思う。

（事務局（齊藤課長））

太田市も東毛地域のため、同じような問題を抱えていると思われる。

県外で検査を受ける児童の情報管理については、課題として認識している。

本日いただいた、様々な意見を参考に今後も中核機能について、またその中のコーディネーターの役割について、検討して参りたい。

【資料説明】

（事務局（山田補佐））

議事（４）について説明。

（堀米委員）

障害者計画のことについては承知した。そのうえで１点聞きたいことがある。

今後策定が予定されている、「子どもに関する計画」は、難聴児を含む障害をもつ子供たちに関する内容が含まれると想定している。「子どもに関する計画」と「バリアフリープラン８」の計画の関連性が分かれば教えて欲しい。

（事務局（山田補佐））

今後、群馬県において「子どもに関する計画」を策定する予定である。

どのような位置づけになるか、他の計画との関連性などは、次年度以降に検討が進められると思われる。

【情報共有・意見交換②】

（多賀谷委員）

今後は、具体的にコーディネーターの人選を考えていく必要がある。各委員の抱えているつながりで、候補者がいれば、事務局から照会を図るとよいのでは。

（事務局（齊藤課長））

協議会后に候補者の御提案を含めて、改めて意見照会を図りたい。

（茂木京子委員）

事務局から案を示された際に、当所で可能だとは思えなかった。

しかし、今回は、具体的な機能を検討する必要があったため、事務局案としての提示は承諾した経緯がある。

そもそも群馬県においては、それぞれ歴史があって積み重ねてきた機能や役割がある。その中で不足している部分のために、きらきらを設置したつもり。きらきらの機能や目的を少し認めていただけたような気がしている。

その中で、本日多くの議題となった、個人情報の扱いは、当所では難しいと感じた。場所としても、きらきらは現状ワンルームであり、個室で落ち着いた相談を受け付けることが難しい。ただ同時に、きらきらにしかできないことがあると思っている。須藤委員の話でもあったように、保護者がきらきらを最後の砦として、相談にきてくれることが多い。

そのような保護者に寄り添った体制を、コーディネーター中心に作っていく必要性を強く感じている。また、配置先の候補として県機関が挙げられた中で、先程「机とパソコンがあれば支援が実施できるのでは。」と話があったが、保護者からすると県庁舎にふらっと子どもを連れて行けないと思う。子どもを連れてっていいのか？どこまで話していいのか？そもそも県庁舎に伺うことすら抵抗があると思う。

一旦県機関で、相談を受け付け、その先として病院やS T、聾学校につなげていく体制も1つの案である。しかし、理想として描いていたのは、中核機能拠点での活動が保護者間の口コミで広まり、相談が増えていくようなイメージ。そこでは、保護者交流もあり、「このような人がいる。こんな相談先がある。こんな情報もあるよ。」という形で情報が家族間で共有されていくようなイメージ。

このよう配置先や機能だけでなく、実際に行う支援の内容が重要であると思う。

機能の形だけ描いて、1番大切な保護者や児童には、なにも良いサポートができないという形は、避けるように努めてもらいたい。

(金澤委員)

改めて、事務局内で協議を深めて欲しいと思う。

鳥取県は、行政側がたくさん動いて中核機能を整備した良い例である。

鳥取県の担当者の中に保健師がおり、その人がかなりのキーパーソン。事務局間で情報を集約するために何が必要か、とことん体制を詰めて拠点を設定した経緯がある。

他の自治体の状況も確認しながら、群馬県において1番好ましい形を検討していく必要があるだろう。

児童福祉課の中にSTを配置して、相談コーディネートを図ればよい、という話は、療育・相談情報の集約だけであれば、県機関でできますよねという意味で申し上げた。それ以外、多機能を求めるのであれば違う話だが、すでにある機能や情報の集約だけであれば、県機関が市町村などと連携して取り組めるはずである。

(今泉委員)

直接支援も行うのか、コーディネート業務のみで間接支援なのか。機能の内容で、必要とされる場所や部屋のイメージなども変わると考える。

今後は、機能に合わせて、具体的な場所のイメージも作っていく必要があると思う。

(小原委員)

コーディネーター機能の1つである、情報集約について。

精密検査機関で保護者から同意書を取って療育・相談フォローをする事務局案では、同意書が取れないと、コーディネーターは児童の情報を把握して支援できない。精密検査機関で同意が取れなかった家族については、どのようにフォローしていくのか考える必要がある。

もう1つ、NHSリファール後に自らどこかに相談できる保護者は、療育としてすでに1歩前進できているということを理解していただきたい。本当に手を差し伸べないといけない保護者は、塞ぎ込み誰にも相談できない方。そのような保護者を支援につなげる必要があると思う。今回の事務局案では、1番支援を必要としている家族を拾えないと思う。そのような家族へアプローチするには、地域の保健師の関わりが必須と考える。

最後に、次年度予定されている「障害児通所施設等アドバイザー訪問事業」について。私もSTとして、保育園や児発を訪問して助言をする機会があるが、とても難しい。

該当児の聴力、補聴器の状態、発達レベルなど、分からない状態でアドバイスをしても、現場にとって参考にならないことも多い。意味のないアドバイスを繰り返していると、事業のニーズがなくなる。

効果的な訪問になるように、該当児の担当STが訪問に同伴できたり、情報交換が図れたりする工夫が必要だと思う。

(黒岩委員)

個人的に事務局案は、よく考えられたものであると評価している。

コーディネーターへの相談として、保護者からどのような相談が多いのだろうかと考えたときに、やはり日常の不安、将来の不安、子育て段階での悩みなどが多いとイメージした。その上で、難聴児への支援を長年実践されているきらきらであれば、ノウハウや支援策も多様に抱えており、ワンストップに近い形で相談対応ができるのではないかと感じた。

加えて、アドバイザーとして、STや有識者などを想定しており、初期相談後に関係者へつなぐことも可能であるようにイメージした。例えば、「毎週何曜日の何時に相談を受け付けます」など。医療に関する専門的な相談であるならば、委員の中でアドバイザーを指定して多様な助言を行うような体制も図られると思う。

また、個人情報の管理については、クリアすべき課題がたくさんあると感じた。その点は、県が主体的に市町村と協議を進めてもらいたいと思う。

（花田委員）

協議会の中で、「市町村保健師」に対する議題が多くあり、皆さんにとっても期待されていると感じた。

先程、小原委員の話でもあったように、やはり同意書が書けないくらい、気持ちが落ちこんでしまう保護者もいる。市町村保健師は、NHSの結果を把握する前にも、新生児訪問などで保護者と直接会う機会や、連絡を図る機会がある。

訪問した際、落ち込んでいる保護者は心を閉ざしてしまい、NHSでリファーマであったことなどを、自ら話さないと思う。とにかく「大丈夫、大丈夫」と言うだけで、関わってほしくないリアクションをされた経験もある。そのような塞ぎ込んでしまう保護者に対して、そうですかと、なにも支援しないで見逃すことはできない。落ち込んでいる様子はすぐにわかる。話を傾聴することや、少し時間を置くなど工夫をしながら、少しでも保護者の悩みに寄り添えるように努力している。

その中で、少し保護者の気持ちが上がってくれば、動く意志が出てくる。その時に、NHSや聴覚についてより専門的な話が伺える、中核拠点があることで、保護者の気持ちを更にサポートできるような体制が作られると良いと思う。そうすれば、現場の保健師も、より安心して活動できると思った。

（茂木雅臣委員）

コーディネーター機能の1つとして、情報共有・連携強化に期待している。また、情報管理のスキームができることは、本当に大きな進歩だと感じている。

その中で、大切なことは、保護者や児童はなにを望んでいるのか。保護者や児童のためになにをしたら良いのか、という点。

情報管理して、家族になにか良いことができるのか？ということは考えないといけない。

学童期の児童であれば、本人の悩みも生じると思う。学級の問題なのか、学校の問題なのか。保護者や本人から、様々な悩みを受けることがある。

そのような時に、データベースの情報や市町村等と連携して、何か良いアドバイスができるようになれば良い。そのような支援体制を整備するために、この事業を進めてほしい。

（長井委員）

NHSリファーマ後に、次の検査に繋がっていない児童が必ずいると思う。

産婦人科で実施するNHSの結果を、産婦人科から県に共有するなど、情報管理の方法を改めて検討する必要があると感じた。

（事務局（齊藤課長））

次年度以降の予定では、児童福祉課の新設により、難聴児に関する、NHSなどを含めた検査から、中核機能の検討までを同一係で所管することになる。検査から支援までを一体で

考えることができる点は、好ましいと思う。

次年度の検討につなげていきたい。